

危害予防の方法

- 1 空包を取扱う付近では、喫煙し、又は火気を使用しない。
- 2 空包の貸し借り等はしない。
- 3 空包に適合したびょう及び建設用びょう打ち銃を使用する。
- 4 消費場所には、作業に直接関係のない者の立入を禁止し、消費場所付近に多数の人が集合又は通行している場合には、消費を一時見合わせる等の処置を講ずる。
- 5 空包は施錠できる堅固な設備に収納し、盗難、火災予防に注意する。
また、盗難予防上、人のいない自動車等の中に空包をしない。
- 6 空包の打ちがらは、消費場所に放置せず回収する。
また、不発の空包がある場合には、水に浸す等適切な処置を講じた後、販売業者に返却する。
- 7 無許可消費（譲受許可のみを受ける）の場合は、同一消費地における消費数量は1日につき200個（その原料をなす火薬又は爆薬が0.4g以下のものにあつては400個）以下とする。
- 8 空包は、消費作業に従事する者が自ら携帯し、その者が携帯する数量は200個（その原料をなす火薬又は爆薬が0.4g以下のものにあつては400個）以下とする。
- 9 消費期間は譲受許可期間とし、譲受許可期間満了の際未使用の空包が存置されている場合には、すみやかに譲渡許可を受けて火薬類販売業者に返品する。
- 10 譲受、消費許可証の有効期限が満了したとき又は、期間内に目的を達成したとき等には、許可証を知事に返納する。
- 11 空包の受払簿を備え、責任者を定め、受払状況をその都度記帳する。
- 12 空包は、2,000個（その原料をなす火薬又は爆薬が0.4g以下のものにあつては4,000個）を超えて貯蔵することはできない。
但し、知事の指示を受けた庫外貯蔵所に貯蔵する場合は、指示数量内とする。
- 13 その他、火薬類取締法施行規則第56条の3の規定を遵守する。